

## **役員等の費用弁償および旅費に関する規程**

**社会福祉法人 もえぎの会**

## 役員等の費用弁償および旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もえぎの会の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償の額および旅費等の支給について定めることを目的とする。

(費用弁償の総額)

第2条 評議員には、定款8条で定める各年度の総額を超えない範囲で費用を支給する。

2 理事には、各年度の総額が100万円を超えない範囲で費用を支給する。

3 監事には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で費用を支給する。

(費用弁償)

第3条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員の費用弁償の額は表-1のとおりとする。また、理事会の決議によって選任・解任された業務執行理事の場合の費用弁償の額は表-2のとおりとする。

役員のうち、もえぎの会に常時勤務する職員であるものには、この規程に基づく報酬は支給しない。

表-1 費用弁償支給額(日当)

支給対象者	日 当	交 通 費
理事(区内在住)	6,000 円/日額	2,000 円
理事(区外在住)		4,000 円
監事(区内在住)		2,000 円
監事(区外在住)		4,000 円
評議員(区内在住)	3,000 円/日額	2,000 円
評議員(区外在住)		4,000 円
評議員選任・解任委員会委員(区内在住)		2,000 円
評議員選任・解任委員会委員(区外在住)		4,000 円

表-2 費用弁償支給額(定期勤務)

勤務日数	費用弁償
5日/週	100,000 円/月額
4日/週	80,000 円/月額
3日/週	60,000 円/月額
2日/週	40,000 円/月額
1日/週	20,000 円/月額

(旅費)

第4条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員が業務のために出張する場合

は表-3により旅費を支給する。

表-3 旅費支給額

交通費	日当	宿泊料
実費	3,000円	(1)指定した宿泊施設に宿泊する場合はその実費 (2)その他については1泊につき10,000円

2 特別の事情により前号の規程により難しいときは、その実情を考慮し増額または減額することができる。

(費用および旅費の支給方法)

第5条 費用および旅費は原則として任務終了後に現金にて支給するが、旅費については必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後精算することができる。

(災害補償および見舞金)

第6条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会委員が業務従事中等に偶然の障害を受けた場合は、東京都社会福祉協議会の常勤役員災害補償制度および非常勤役員見舞金制度による補償、または見舞金を支給する。

付則

この規程は、平成13年3月29日から摘要する

この規程は、平成15年3月26日から摘要する

この規程は、平成21年9月16日から摘要する

この規程は、平成29年2月1日から摘要する

この規程は、令和2年4月1日から摘要する。